

厚総第1849号

平成28年1月27日

各保険医療機関等の長 殿

茨城県保健福祉部長

(公印省略)

医療福祉制度（マル福）における診療実日数を伴わない患者負担額の算定について

医療福祉制度の実施につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、医療福祉対策実施要領（昭和48年3月29日国保第221号）等に基づき、受給者が負担する自己負担額をお示ししているところですが、今般、検査のみの来院など、診療実日数を伴わない場合の自己負担額の徴収について疑義照会があり、平成23年3月診療分から、下記のとおり取扱いを統一することといたしますので、遺憾のないよう関係者に周知徹底をお願いいたします。

今後とも県民の健康の保持と生活の安定を図る医療福祉制度へのご理解と御協力をお願いいたします。

記

初診又は再診に附随する一連の行為とみなされる、検査等のみの来院、又は検査、画像診断等の結果確認のみを目的に来院したとき、若しくは歯科診療において歯冠修復物又は欠損補綴物の装着予定日から起算して1月以上経過したにもかかわらず患者が来院しない場合であって、当該歯冠修復物又は欠損補綴物を算定したときは、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）により、診療実日数として徴えないことから、受給者が負担する自己負担額は徴収しないこととします。

また、外来栄養食事指導料等を算定した同一日に医師（歯科医師）の診療が行われない場合など実日数を伴わない診療報酬の算定のみの場合についても同様の取扱いとなります。